

介護保険が4月に改正になり半年が過ぎました。改正内容は口腔ケアNEWS 51号（4月発行）に掲載しましたが、今回、改めて施設や介護療養型病棟に適用される口腔機能維持加算・口腔機能維持管理加算の活用について、ケアマネージャーとして、在宅口腔介護に豊富な経験をお持ちの齊藤美香先生（歯科衛生士／旭川市DHケアプラン主宰）に解説をお願いしました。



..... 口腔ケアの連携と介護保険の活用！

本年4月に介護保険が改正になりましたが、口腔機能向上サービスの複合加算、「口腔機能維持管理加算」、「口腔機能維持管理体制加算」を上手に利用できていますか？内容がよく理解できていないとなかなか活用が進まず、これを打開するためには、「他職種の協働・連携」が大切です。

今回は、施設や介護療養型病棟に適用される口腔機能加算につき、他職種との協働や連携事例を紹介しながら、その活用方法をご説明します。

【「口腔機能維持管理加算」、「口腔機能維持管理体制加算」とは？】

はじめに、これらの内容を改めて以下にご紹介しておきます。

口腔機能維持管理体制加算（月30単位）	口腔機能維持管理加算（月110単位）
<p>1. 適用ケース 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。</p> <p>2. 適用条件 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p>	<p>1. 適用ケース 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。</p> <p>2. 適用条件 口腔機能維持管理体制加算を算定している場合。</p> <p>※注：訪問歯科衛生指導料を同一月内に算定している場合、口腔機能維持管理加算は算定できない。</p>

【口腔ケアと他職種連！】

施設や介護療養型病棟では、口腔ケアの必要性・用語・効果は知っているものの、その取り組みに歯科専門職と連携しているところは意外と少ないものです。

歯科専門職が上記の加算を機に介入し、職員に対する技術的助言指導を行うことにより、受ける側のメリットとしては「安全・安心・安楽なケア法を習得できる」ということが挙げられます。そしてリスクの高い入所者に対しては、歯科専門職である歯科衛生士がプロフェッショナルケアを行い、日常のケアは職員が行うという連携が可能になります。

口腔ケアによる効果と他職種連携の事例

※某介護老人施設に歯科衛生士が2年前より介入し、当時始まった口腔機能維持管理加算（当時）を算定し、入所者90名に対しての口腔ケアスクリーニングを行い、口腔ケアに対するリスク分けを行いました。

- ・低リスク者に対しては、ケア用品等の見直しを行うとともに歯科衛生士より口腔ケア指導を受けた職員が対応し、中リスク者・高リスク者に対しては、定期的に歯科衛生士が介入しました。
- ・歯科専門職が介入することで、関わる他職種の不安や疑問が解消され、協働作業としての口腔ケアが実現しました。

※その結果、以下のような効果が認められました。

- ・ケア用品を見直し選定することで口腔内の状況に合った用具が使用でき、職員の負担が軽減できるとともに、入所者の口腔内改善に繋がりました。
- ・「口腔ケア委員会」が設置され、関わる他職種間の意見交換が定期的に行われるようになりました。
- ・入所者への口腔ケアの関わりがデイサービス職員へも広がり、全体的な「口腔機能向上サービス」へと繋がりました。

口腔ケアは難しいことではありません、少しの工夫、そして専門職との関わりによって習慣化され効果が現れるのです。

要介護者、特に高リスク者は効果が現れるのに時間がかかりますが、歯科専門職と上手く連携し取り組みましょう。

